

監 査 委 員

5年監査公表第10号

令和4年度に執行した監査の結果（令和5年3月28日の監査委員会議決定分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年12月5日

京都府監査委員	四	方	源太郎
同	田	中	美貴子
同	森	敏	行
同	橋	本	幸三

定期監査

監査の結果

【部局別】

(1) 総務部

① 政策法務課

(要望)

府における補助事業について、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入税額控除の取扱いの統一を要望するもの

(措置の内容)

消費税の仕入税額控除を行うことにより補助事業者が負担しないこととなった消費税相当額について補助金を受けたこととなるときは、当該補助事業者に対し相当分の返還を求める必要があるところ、その返還を求めるためには、契約上の条件・負担としての効力が生じるような措置を講じておく必要がある。

そこで、要望を踏まえ、補助事業の性質等に
応じた規定例を作成し、庁内に周知を行った。

② 財政課

(要望)

公用車に係るETCマイレージサービスの登録等の注意喚起を要望するもの

(措置の内容)

全庁的な経費の一層の節減に努めるよう、ETCマイレージサービスへの登録を始めとする各種割引・還元サービスの活用等について、令和5年4月に全部局に対し通知し、注意喚起を行った。

(2) 商工労働観光部

京都高等技術専門学校

(指摘)

見積書の金額を訂正し、採用決定していたもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに校内で指摘事項を共有し、見積書等の内容を職員が訂正することについては厳に慎むよう、また、相手方に訂正等を求め難い場合等は、相手方に確認した内容をしっかり記録しておくよう、職員会議で所属内全職員に対し周知徹底を図り、同様の事例がないことを全件確認した。

今後は、発注数量の増減など仕様を変更する場合は、直ちに相手方に事情を伝えて仕様の変更に応じた見積書を徴取することとし、会計規則等に基づく契約事務の適正な執行を行うよう、支出負担行為の伺いを複数人に回付するなど、職員の相互チェック体制の強化に努め、再発防止を徹底することとした。

(3) 広域振興局

① 南丹保健所

(指摘)

生活保護費返還金に係る債権管理が不適切なもの

(措置の内容)

監査終了後、他に時効が完成している債権がないか確認した。その上で、既に時効が完成した債権については、制度所管課と調整の上、令和4年度に不納欠損処分を行った。

今後は遅滞なく初回督促を行うとともに滞納整理票への記録を徹底するほか、催告強化期間を中心に催告を行い、未収金の回収に努めるなど適切な債権管理を徹底し、再発防止を図ることとした。

② 中丹広域振興局（綾部）

(指摘)

補助金を過大交付していたもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに補助金の返還処理を行い、令和5年3月に収納を確認するとともに、

所内で指摘事項を共有した。

その後、令和5年度の補助事業において、すべての事業者を対象として補助対象経費は消費税抜きの金額とする内容に実施要領が改正された。

今後は、申請者の要件や補助金算出方法について、複数職員で確認し、再発防止を徹底することとした。

③ 丹後保健所

(指摘)

生活保護費返還金に係る債権管理が不適切なもの

(措置の内容)

監査終了後、他に時効が完成している債権がないか確認した。その上で、既に時効が完成した債権については、制度所管課と調整の上、令和4年度に不納欠損処分を行った。

今後は、債権管理について債権毎の状況を所内で情報共有するとともに、催告強化期間を中心に催告を行い、債務承認等で時効更新を行うなど適切な債権管理を徹底し、再発防止を図ることとした。